

番号	種別	ご質問 (Q)	回答 (A)	参考リンク	関連規定
<b>支援に関すること</b>					
1	支援条件	要綱で定められている条件全てを満たしていないと支援対象と認められないか。	要綱で定めている全ての条件を満たさなければ支援対象とはなりません。なお、第3条第2項第3号の項目については「いずれか」としておりますので、記載されている全ての施設・場所の変更を行う必要はありません。 (第2期に関しても、移動手段に関する分散化または訪問等の時間帯の分散化の <b>いずれかでOK</b> )		支援金支払要綱 (第1・2期) 第3条第2項
2	支援条件	首里城内、海洋博公園内の体験プログラムを新たに組み込む場合は対象となり得るか。	要綱で定めている条件を満たしていれば対象となりますので、新たな体験プログラムの実施場所については問いません。首里城公園および海洋博公園につきましては、訪問が集中する時間帯をなるべく避ける、グループに分けて訪問時間をずらすなど、分散化へのご協力をお願いいたします。		支援金支払要綱 (第1・2期) 第3条第2項
3	支援条件	既存の体験プログラム・訪問先を削除せずに、行程中の別日に変更し実施する場合には条件として認められるか。	要綱で定めている条件を満たしており、かつ、申請前に設定している(既存の)体験プログラム・訪問先の削除をせず、「新たに」体験プログラムを行程へ追加していれば支援対象となります。「既存の体験プログラム・訪問先を別日に変更したのみ」では、支援対象となりません。		支援金支払要綱 (共通) 第3条第2項第2号
4	支援条件	プログラムを新たに追加する際、コース別研修の一つとして新たに行程に組み込むことは条件として認められるか。	コース別研修として「新たに追加する(変更前の行程では設定がない)」ということであれば対象となります。修学旅行を実施する学校、またはその学校から委託を受けて旅行手配を行う旅行会社の方が支援申請を行う際、その点が明らかに説明できるような書類を整えて提出頂く必要があります。		支援金支払要綱 (共通) 第3条第2項第2号
5	支援条件	需要の分散化と旅行需要確保が支援の目的としてあるが、プログラムを新たに追加する日付と交通手段の変更や訪問時間帯の分散化をする日付は、実施期間中の行程変更であれば必ずしも同じ日付でなくても良いか。	修学旅行の行程内にて本支援条件が達成していれば、関連しているという認識になります。追加となる体験プログラムの実施日と、需要分散化を考慮した行程変更の対象日は必ずしも同日である必要はありません。		支援金支払要綱 (共通) 第1条、第3条第2項
6	支援条件	変更前の行程において、訪問先の施設や体験等が未定の場合、需要の分散化条件を満たした上で、未定箇所へ新たなプログラムを追加することは条件の対象となるか。	未定箇所への新たなプログラムの追加も支援の対象となります。		支援金支払要綱 (共通) 第1条、第3条第2項
7	支援条件	第1期について、対象となるのはA5月1日～6月30日に実施、B新たに体験プログラムに参加、C入館・入園時間の分散 A、B、Cの条件が必須でしょうか。Cがすでに行程上に組み込まれている場合は、対象外でしょうか。	AとBとCの条件が必須となります。Cについて、すでに既存の行程にて、分散対象施設・場所の分散化が認められる場合は、対象となります。その際、変更後の行程にて、新たにプログラムを追加している事を確認致しますので、変更前・変更後の行程表は提出いただけます。		支援金支払要綱 (第1期) 第3条第2項
8	支援条件	支援対象となる体験プログラムにつきましては、OCVBが指定するものに限定との事ですが、現時点で既に予約している施設が支援対象のプログラムに登録された場合は、支援対象として扱われますか。	支援条件の一つとして、「今年度実施する修学旅行の行程に、新たに体験プログラムを取り入れること」と設定しておりますので、すでに予約している体験プログラムは対象となりません。また、「行程の変更に伴い、本支援事業への申請を目的として、変更前の行程で組まれていた体験プログラム又は訪問先(有料施設)を削除するのは <b>対象外</b> 」とみなしますので、ご注意ください。		支援金支払要綱 (共通) 第3条第2項
9	支援条件	【第2期】貸切バスから行程をタクシー研修に変更することで申請の対象となると認識しておりますが、申請時変更前の行程と変更後の行程両方を添付すればよろしいでしょうか。	支援の条件については以下のとおりです。 (A) 実施日 (10月1日～12月31日) (B) 体験プログラムの新規追加 と (C) 需要の分散化 新規追加する体験プログラムについては質問No.12への回答のとおり、OCVBが指定するプログラムとなります。(タクシー研修への変更のみでは対象となりません) 支援手続きにかかる詳細については、参考リンクにある説明資料をご確認ください。	<a href="https://education.okinawastory.jp/support-and-event/72819/">https://education.okinawastory.jp/support-and-event/72819/</a>	支援金支払要綱 (第2期) 第3条第2項
10	支援条件	4クラスでバスを2台で分散できるような体験施設が対象となっているのでしょうか？	体験プログラム登録の主な条件としましては、 ・探究学習又はSDGs学習に特化した内容であること ・体験プログラム提供事業者の拠点が沖縄県内にあること ・上記事業者において過去に沖縄県内における修学旅行の受入実績があること としておりますので、体験プログラムそのものの内容に分散化の要素はありません。		支援金支払要綱 (共通) 第3条第2項第2号 体験プログラム登録要綱 第3条
11	支援条件	バスの需要分散化に係る移動手段としてタクシーで考えていますが、一部、本支援に関連して追加する体験プログラム提供事業者の無料送迎を活用しても問題ないでしょうか。	体験プログラム提供事業者の無料送迎において、以下の要件を満たしていれば問題ありません。 ・無料送迎を行う場合でも、行わない場合でも体験プログラムの実施費用が変わらない ・送迎料金はもちろん、送迎に伴う費用(ガソリン代相当額など)の徴収がない ・送迎ルートが、本支援で追加となる体験プログラムの開催場所「から」もしくは「までの」単純移動である 例：宿泊先～開催場所間の移動、最寄り駅や集合場所(空港や港を含む)～開催場所間の移動など		
12	支援条件	支援対象として、どのような体験が選択肢になる予定でしょうか。	支援対象となる体験プログラムにつきましては、OCVBが指定するものに限定させていただいております。指定プログラムにつきましては登録制となっており、おきなわ修学旅行ナビに公開しております。参考リンクよりご確認ください。	<a href="https://education.okinawastory.jp/?post_type=experience&amp;s=&amp;genre%5B%5D=decentralised">https://education.okinawastory.jp/?post_type=experience&amp;s=&amp;genre%5B%5D=decentralised</a>	支援金支払要綱 (共通) 第3条第2項第2号 体験プログラム登録要綱 第3条

番号	種別	ご質問 (Q)	回答 (A)	参考リンク	関連規定
13	支援条件	「首里城公園、沖縄美ら海水族館、沖縄県平和祈念資料館、国際通り周辺の混雑が著しい特定エリア（県民広場前・牧志公園前）への訪問、集合・離散時間帯の変更」とあるが上記施設は行程から削除可能と解釈しても良いか。	行程の追加・変更に伴い、支援申請を目的として元の行程で組まれていた体験プログラム又は訪問先(有料施設)を削除しているものは <b>対象外</b> となります。		支援金支払要綱（第1・2期） 第3条第3項第3号
14	支援条件	第3条3項3号に規定されている「削除」の範囲について、一部でもキャンセルをしていると対象外となりますか。	はい。一部キャンセルでも <b>対象外</b> となります。		支援金支払要綱（共通） 第3条第3項第3号
15	支援条件	プログラムを新たに追加する際、既存の体験プログラム・訪問先の時間短縮は条件として認められますか。	既存の体験プログラム・訪問先における滞在時間の短縮により、元々発生するはずだった料金（体験費用や入場料など）が減少してしまう場合は <b>対象外</b> となります。 申請時の審査において、行程の変更前後でこの料金が減少していないことが確認できる書類の提出を求めることがあります。確認が取れない、不明である場合は <b>対象外</b> とみなします。		支援金支払要綱（共通） 第3条第3項第3号
16	支援条件	第3条3項3号に規定されている、削除すると対象外となる「訪問先」の定義について教えてください。	入場にあたって料金が発生する施設とします。		支援金支払要綱（共通） 第3条第3項第3号
17	支援条件	参加者数について限度（上限・下限）はありますか。	支援額算定の際に用いる参加者数について、限度（上限・下限）は設けておりません。なお「参加者」につきましては、旅行全体の参加者ではなく、本支援事業により新たに追加した体験プログラムの参加者となります。		
18	支援条件	第2期（対象期間：令和7年10月1日～12月31日）を利用したく検討しているのですが、「ホテル→国際通り→那覇空港」の行程において全てバス移動を予定していたものを、国際通りから空港までの移動をゆいレールに変更した場合は対象になりますか？また、荷物が邪魔になってしまいますので、荷物の別送の費用も支援の対象となりますか？	バス移動からモノレール移動の変更に關しては、「貸切バス又は船舶の利用にかかる日程、時間帯又は代替手段への一部変更」に該当します。上記に加えて、「本支援事業へ申請する前に策定された行程(以下「変更前行程」という。))に、O C V Bが指定する体験プログラムを新たに追加していること。」を満たせば、支援の対象となります。 荷物の別送費用につきましては、プログラムを追加するタイミングによります。例えば、前日に追加プログラムを実施し、翌日バス移動からモノレール移動を行った場合、荷物の別送費用は <b>対象外</b> となります。 しかし、バス移動からモノレール移動に変更しプログラムを追加した場合、追加プログラム実施に伴う荷物の別送に關しては、対象となります。対象とする経費は、体験プログラムの追加の実施にかかる費用としての為、それ以外は <b>対象外</b> となります。		支援金支払要綱（第2期） 第3条第4項
19	支援条件	首里城等の分散化は1施設のみでもいいのか、全部の対象施設が分散対象時間帯に入っていないといけないのか？	支援条件の中の分散対象施設に關しては、4施設の内いずれかになります。したがって、1施設のみでも問題ありません。要綱や説明資料に記載しております分散対象時間（混雑時間）から外れている事が条件となります。		支援金支払要綱（第1・2期） 第3条第2項
20	支援条件	そもそも混雑することを理解しており、首里城公園、美ら海水族館、平和祈念資料館、国際通りに行く予定がありません。この場合も需要分散に既に協力しておりますが <b>対象外</b> でしょうか。	本事業の趣旨として、混雑しているエリアの緩和が見える事が支援の対象条件としている為、今回は誠に残念ながら <b>対象外</b> となります。		支援金支払要綱（第1・2期） 第3条第2項第3号
21	支援条件	平和祈念公園には行くが、資料館には入館しない場合、対象となりますか。	今回、指定したエリアは平和祈念資料館としている為、平和祈念公園は対象エリアには含まれません。		支援金支払要綱（第1・2期） 第3条第2項第3号
22	支援条件	支援条件の中に「元の行程で組まれていた体験プログラム又は訪問先を削除しているものは <b>対象外</b> となります。」とありますが、体験・入場費用がかからない施設（道の駅かでな、残波岬、座喜味城跡など）をカットし、追加プログラムの時間に充てることは条件の対象となりますか。	入場費用が発生しない施設の削除については、可能です。		支援金支払要綱（共通） 第3条第3項第3号
23	支援条件	対象施設の分散対象時間内、一括入場を分散入場に変更する場合は条件の対象となりますか。 例：美ら海水族館200名10：00-13：00入場を、100名ずつ10：00-11:30/11:30-13:00の入場に変更	美ら海水族館への訪問時間の変更は、分散対象時間で定めている10：00～15：00の間に訪問（入館）を予定しているものは <b>対象外</b> となります。 本件は、10：00～及び11：30～入場となっている為、 <b>対象外</b> となります。 訪問時間は…施設への入館・入園する時間をさします。（滞在時間ではありません）		支援金支払要綱（第1・2期） 第3条第2項第3号
24	対象経費	体験プログラムを新規追加するにあたって、実施場所が、入場料が発生する観光施設等の敷地内である場合、体験料とは別に入場料が必要となりますが、入場料も支援の対象になりますでしょうか。	今回の支援事業の活用により新規追加する体験プログラムで、実施場所への入場料が発生する場合は、その費用も <b>対象経費</b> となります。同様に、会場を借りる場合の貸館料なども <b>対象経費</b> となる場合があります。		支援金支払要綱（共通） 第3条第4項

番号	種別	ご質問 (Q)	回答 (A)	参考リンク	関連規定
25	対象経費	体験プログラムの参加者が最少催行人数を下回った場合に、最少催行人数分の料金を徴収しているが、従来のプログラム費用単価を超えた場合でも上限1万円/人以内で補えられれば事業費として計上可能か。	支援金支払要綱第3条第4項に規定のとおり、原則としてキャンセルにかかる費用は含みません。今回のご質問にある、「最少催行人数を下回った場合に徴収する料金（最少催行人数分の最低料金）」については、一部キャンセルに伴うキャンセル料と同質のものとならざるため、本支援の対象経費に含めることができません。ただし、天候悪化等の支援対象者の責めに帰すべき事由以外の事由により、申請した体験プログラムが実施できない場合には、後日ご相談ください。 なお、支援金の支払額につきましては、同要綱第4条第3項に規定のとおり、申請後に発行される「支援金支払予定通知書」に記載の支払予定額を超えることは一切できませんので、予めご了承ください。		支援金支払要綱（共通） 第3条第4項、第4条第3項
26	対象経費	体験プログラムの参加者が最少催行人数を下回った場合に、本来プログラム費用に含めている諸雑費(会場費や入場料など)をプログラム費用の外出しとして事業費に計上可能か。	上の回答と重複しますが、支援金支払要綱第3条第4項に規定のとおり、原則としてキャンセルにかかる費用は含みません。		支援金支払要綱（共通） 第3条第4項
27	支援金額	予算、人数はどのくらいの規模を想定しておりますでしょうか。	本支援により追加する体験プログラムの参加者一人当たり10,000円（諸税含む）を上限とした実費相当額としています。 なお、旅行会社が申請者となる場合には、上記上限額の範囲内において、一人当たり対象経費の20%以内の額を手数料として計上可能です。こちらのページでご案内しております説明資料をご確認ください。	<a href="https://education.okinawastory.jp/support-and-event/72819/">https://education.okinawastory.jp/support-and-event/72819/</a>	支援金支払要綱（共通） 第4条
<b>体験プログラムの登録に関すること</b>					
1	登録方法	同一事業者で体験プログラムの複数登録は可能か。 また、可能な場合は様式第1号～3号まではプログラムごとに提出が必要か	同一事業者による複数の体験プログラム登録は可能です。 その場合 ・様式第1号、2号、および4号については各1部を提出 ・様式第3号については登録するプログラムごとの提出 をお願いいたします。 なお様式第4号については、今年度に入ってOCVBからの情報更新依頼に対して応答されている場合は省略することができます。		体験プログラム登録要綱 第4条
2	登録方法	SDGs体験が、金額別に複数種類、複数プランあります。料金毎に登録申請すると、提出する書類がかなり多くなってしまいますが、種目毎にまとめて申請することは出来ませんか。	登録のお申し込みには、様式第1号から第4号までの提出が必要となります。 様式第1、2、4号につきましては、1事業者1部ずつの提出となります。  様式第3号につきましては、プログラム毎の提出となります。 ただし、同一のプログラムで、金額による区別のみ（例：サトウキビ収穫体験プログラム 2,000円プラン、5,000円プランなど）の場合は、1枚にまとめてご提出いただけます。  登録についてのページをご用意しておりますので、右のリンクからご確認ください。	<a href="https://education.okinawastory.jp/topics/71941/">https://education.okinawastory.jp/topics/71941/</a>	体験プログラム登録要綱 第4条第1項
3	登録方法	体験プログラムの登録申込み期限はいつになりますか？	登録申込期限はありません。随時、申込受付しております。		体験プログラム登録要綱 第4条1項
4	登録方法	支援対象体験プログラム情報掲載に関するチェックシートの様式第2号について、「受入実績」は1つの都道府県のみで記載でしょうか。	様式第2号の実績記入欄につきまして、都道府県の数について特に制限を設けておりません。過去直近3年以内に県内での修学旅行受入実績があるのかという点を確認する目的で設置しており、過去3年の年間の実績件数を記入頂く必要はございませんので、受入した案件を「3件」ほど記入いただければ大丈夫です。例：R6年 大阪府 200名 マングロープカヤック体験		
5	登録内容	修学旅行プログラムの体験エリアの件で、恩納村は中部（村南部のリゾートホテルや、読谷に本社のあるマリニショップ）としている組織と北部（恩納村北部のホテルや、恩納村に本社のあるマリニショップ）とに分かれています。 地形学的には恩納村谷茶以南を本島中部、南恩納以北を本島北部というようです。 尚、行政上は恩納村は北部、教育委員会や保健所等は中部に属しています。 どちらかに統一する必要がなければ、地形学的に分けたいと思います。いかがでしょうか。	沖縄本島の北部・中部の区分けにつきましては多様なため、本件において、当方では統一した基準を作っておりません。明らかな誤り（名護市を本島南部と記入するなど）を除き、申請者の視点で区分をお選び頂いて差し支えございません。		